

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律の一部を改正する省令案」に対する意見募集について



水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二条第二項の要件を定める省令(平成27年経済産業省・環境省令第10号。以下「要件省令」という。)では、水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成27年法律第42号)第2条第2項において定義される「水銀含有再生資源」の要件を、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに規定する物(平成10年環境庁・厚生省・通商産業省告示第1号)別表第3第27号に掲げるものに該当するもの」としています。今般、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに規定する物」が9月30日限りで廃止されることとなったことを受け、要件省令について必要な改正を行う予定です。

ただし、水銀含有再生資源の具体的な要件について実質的な変更を加えるものではありません。ついては、この要件省令の一部を改正する本改正案について、広く国民の皆様から意見が募られました。

募集期間は平成30年7月31日(火)から8月31日(金)までの32日間でした。

当社では、有害金属分析等において実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 [2018年7月31日付 経済産業省製造産業局化学物質管理課パブリックコメント情報](#)

分析技術箇所 竹下尚長